

市民の皆さんのまちづくりを応援する
市民参加型補助事業を募集します！

市では、市民との市民協働の観点から公共サービスの新たな担い手を育成することを目的に、市民団体等が行う公益的な事業にかかる経費の一部を補助する「市民参加型補助金」を実施しています。

この補助制度では、行政では補いきれない多様な市民ニーズに応えられる、市民の視点からの自由な発想の事業を応援します。創意工夫を凝らした提案をお待ちしています。

問合せ 市民協働推進課

1. 事業概要

市民団体が企画した平成 22 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日に実施する事業を募集し、その中から採択された事業に対して補助金を交付します。

※応募期間前（4 月 1 日以降）に着手した事業も受け付けます。

2. 補助額

1 件 50 万円を限度とし、次の（1）か（2）のいずれか低い額（予算の範囲内）

- （1）補助対象経費の総額（直接必要な経費から備品等の取得に関する経費、食糧費等を除いた額）の 2 分の 1 以内とする額で、応募団体が必要とする額
- （2）補助対象経費の総額から補助対象事業に対する収入（入場料、売上金など）を差し引いた額

※補助が決定した場合、事業完了前でも補助金の概算払いを受けることができます。

3. 応募方法

申請書類を持参または郵送（簡易書留）

※募集要項や申請書類は、市民協働推進課で配布（市ホームページからダウンロード可）

◇応募期間

平成 22 年 4 月 30 日（金）～5 月 31 日（月）必着

◇提出先

〒275 - 8601 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

習志野市役所 市民協働推進課

※持参する場合は、サンロード津田沼 5 階（京成津田沼駅ビル） 市民協働推進課へ

4. 事業要件

- （1）市内で実施される事業であること
- （2）事業の公共性、効果が認められること
- （3）行政と市民との協働化社会の構築に向けて補助すべき内容であること
- （4）同一事業について、市の補助金（過去も含む）を受けていないこと
- （5）事業の実施計画および収支計画が明確であること
- （6）補助対象経費が 10 万円以上であること

※市民が対象の公益的な活動に対しての補助金ですので、特定の地域や一部の人に対するイベント等は該当しません。

5. 応募資格

(1) 市内に事務所がある 5 人以上の市民団体

(2) 次に該当しない団体

営利、政治、宗教を目的としたもの、暴力団関係ほか

※詳細については、お問合わせください。

(3) 定款（規約・会則等）を有し、会計処理が適正に行われていること。新設団体にあつては、予定していること

※なお、交付決定団体は、事業の実績報告会への参加、実績報告書を作成する必要があります。

6. 選考方法

1 次審査（書類選考・補助事業としての適格性）を経た後、2 次審査（公開プレゼンテーション）を実施し、予算の範囲内で補助事業を選考します。

申請書提出から完了するまでの流れ

